

認定基準等適合自己チェック

法律 施行規則	登録基準	申請者チェック欄
法 20 条 1 項 1 号	基本方針に照らして適切なものであること。	
規則 8 条 1 項 1 号	<p>環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。</p> <p>【具体的な留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題等を扱った環境教育や環境保全活動等のプログラムを実施している。</li> <li>・参加者が自然体験や社会体験、生活体験等の実体験を通じた様々な経験をする機会を提供している。</li> </ul>	
2 号	<p>適切な計画が定められていること。</p> <p>【具体的な留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に計画性があり、体験の機会の場で行う事業が確実に実施される見込みがある。</li> </ul>	
3 号	<p>認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。</p> <p>【具体的な留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の対応（連絡体制等を含む）が定められている。</li> <li>・スタッフへの事前講習が行われている。</li> <li>・安全確保のためのマニュアルを作成している、又は今後作成を予定している。</li> </ul>	
4 号	<p>特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>【具体的な留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正当な事由を除き、国籍や信条、所属団体等を理由として、参加者の参加条件や参加者への対応について不当な差別を行っていない。</li> </ul>	
5 号	<p>利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。</p> <p>【具体的な留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業への参加費用等による事業収益を株主に配当するなどしていない。</li> </ul>	
6 号	<p>認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に一年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。</p>	
2 項	<p>認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。</p> <p>【具体的な留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地や建物について、危険回避のための安全対策がとられている。</li> <li>・施設等の保守管理、メンテナンスが行われている。</li> <li>・付属設備、備品等の保守管理、メンテナンスが行われている。</li> </ul>	